

高松港朝日新町県有地の活用に係る  
事業者募集要領

令和8年3月

香川県土木部港湾課

目 次

	ページ
1 分譲地	1
2 申込資格等	1
3 分譲地の活用条件	3
4 契約上の主な条件等	4
5 公募の手順及びスケジュール	5
6 分譲募集要領の配布	5
7 応募登録	6
8 契約の内容等に関する質疑の受付	7
9 提案書類等提出	7
10 現地説明について	8
11 失格事由	8
12 分譲先の決定方法等	8
13 契約の締結等	9

様式

「応募登録申込書」(様式1)	11
「誓約書」(様式2)	12
「役員一覧」(様式3)	13
「連合体構成法人等調書」(様式4)	14
「質疑書」(様式5)	15
「活用計画提案申込書」(様式6)	16
「活用計画提案書」(様式7)	17
「提案者の概要」(様式8)	30
「高松港朝日地区分譲地 土地売買契約書(案)」	34
物件調書	40
提案書類等作成要領	42

高松港朝日新町県有地（以下「分譲地」という。）に関して、有効に活用する事業者を次のとおり募集し、県が設置する審査委員会による選定の結果、最も優れた提案であると認めた事業者に売却します。

## 1 分譲地

### (1) 所在、面積及び売却価格

物件番号	所在地	地目	実測面積 (㎡) 公簿面積 (㎡)	臨港地区 規制	用途地域	売却価格 (円)
1	高松市朝日新町 1番66	雑種地	4,490.61 4,490	無分区	準工業地域	85,321,590

### (2) 都市計画法等に基づく制限

準工業地域（容積率200%、建ぺい率60%）、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）、臨港地区（無分区）、地区計画（朝日新町第2地区地区計画）、瀬戸内海国立公園普通地域

分譲地において、建築物の建築等に伴う土地の形質の変更を行う場合、都市計画法上の開発許可を受ける必要がある場合があります。

### (3) 工場立地法の団地特例

分譲地は、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項に基づく工業団地特例の適用を受けます。

## 2 申込資格等

### (1) 申込資格

① 申込者は、社会的信用、資力及び経営能力等を備えた法人又は個人（以下「法人等」という。）であること。

なお、2者以上が法人等連合体として共同で応募することは可能とします。

② 本要項に記載されている売却価格で購入を希望するものであること。

### (2) 代表者の選定

2者以上が共同で申し込む場合は、代表者を定め、申込み以降の手続きは当該代表者が行うものとします。

### (3) その他

次に該当する方は、申し込みすることができません。

なお、申込資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第32条第1項各号に掲げる者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、次に掲げる者は除く。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号（下記ア～キ）のいずれかに該当すると認められた者で、知事が 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加できないこととしている者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ 前各号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

注：知事が 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加できないこととしている者は、次のとおりです。

- 1 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和 59 年香川県告示第 456 号）による指名停止期間中の者
  - 2 香川県物品の買入等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）による指名停止期間中の者
  - 3 その他地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定による入札参加資格停止期間中の者
- ④ 上記③に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は申込代理人として使用する者
- ⑤ 分譲地に関し、地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた香川県職員である者
- ⑥ 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- ⑦ 香川県における「県有財産等の売払いにおける暴力団等の排除に関する要綱」の別表（以下「別表」という。）に該当する者

注：別表に該当する者とは、次のとおりです

- ア 代表一般役員等が暴力団関係者（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるもの。
- イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの。
- ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの。
- エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

オ 契約の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるもの。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったもの。

⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

⑨ 法人にあっては、香川県及び本店所在地の都道府県税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

個人にあっては、住所地の都道府県税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

### 3 分譲地の活用条件

(1) 分譲地は、高松港国際物流ターミナルとして整備中のエリアに位置付けられ、同エリアは、県内の物流機能が集積し、輸出入についても中心的な役割を果たしていることから、設置する施設の内容・構成については、これらの機能の充実・強化に資することになるよう十分配慮してください。

なお、分譲地は、都市計画法（昭和43年法律100号）において準工業地域となっているため、建築基準法（昭和25年法律第201号）による用途制限や容積率、建蔽率等の制限が課せられます。（物件調書（41ページ）参照）

(2) 法令で規制されている用途の他、以下の用途については認められません。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

② 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用

③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用

④ 競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）第 6 条及び第 22 条に規定する勝馬投票券、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）第 8 条に規定する車券又はモーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）第 10 条に規定する舟券の発売所その他これらに類する用

⑤ マンション、アパート等の共同住宅、寮又は戸建住宅

⑥ 法令や公序良俗に反する業の用

(3) 施設の整備、運営等の事業実施に当たっては、可能な限り県内企業（香川県内に本店又は主たる事業所を有する法人等）の活用や県民の雇用に配慮してください。

(4) 分譲地の引渡し後、工事着手までの間、適正な管理を行い、周辺環境悪化を招かないよう努めてください。

(5) 施設の整備、運営等の事業実施に当たっては、地域住民等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めてください。

(6) 都市計画法、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）等の各種法令、条例等を遵守してください。

(7) 上下水道、電気、ガス、電話、情報通信等の必要な設備については、買受人がそれぞれの事業管

理者と協議・調整の上、整備してください。

- (8) 当該土地の雨水排水については、隣接する臨港道路の水路へ接続し放流することができます。隣接する臨港道路の水路への放流を希望する場合、提案書類等提出前に香川県高松港管理事務所と協議を行ってください。
- (9) 当該土地の汚水排水については、高松市公共下水道事業計画区域内であり、公共下水道に接続し放流を行うことができます。公共下水道に接続を希望する場合、提案書類等提出前に高松市下水道業務課と協議を行ってください。

#### 4 契約上の主な条件等

- (1) 以下の条件に違反した場合は、分譲地の買戻し又は契約を解除することがあります。
  - ① 分譲地の引渡しを受けた日から3年以内に指定する用途に供すること。
  - ② 指定期間（契約締結日から10年間）、指定された用途に供すること。
  - ③ 指定期間が満了するまで、分譲地の全部又は一部に対して、売買、贈与、交換、出資等による所有権の第三者への移転をし、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は地上権、質権、使用貸借による権利、その他使用収益を目的とする権利の設定をしてはならないこと。ただし、やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ書面により県と協議の上、その承認を得ること。
- (2) (1)に掲げる条件のほか、以下の条件その他契約上の義務に違反した場合にも、契約を解除することがあります。

契約締結日から10年間は、県の実地調査又は報告の求めに応じること。
- (3) 買受人は上記(1)の条件に違反して契約を解除された場合は売買代金の30%に相当する額を、また、上記(2)の条件その他契約上の義務を履行しないため契約を解除されたときは売買代金の10%に相当する額を違約金として県に支払わなければなりません。
- (4) 買受人は、契約を解除された場合は、分譲地を原状に回復して返還しなければなりません。
- (5) 買受人は、契約に定める義務を履行しないために県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払わなければなりません。
- (6) 買受人は、次のいずれかに該当する場合県に対し、売買代金の減額、若しくは損害賠償、追完の請求又は契約の解除をすることができないものとします。ただし、県が知っていたにもかかわらず告げなかった重要な事実についてはこの限りではありません。
  - ① この契約締結後に、売買物件に数量不足があることが判明した場合又は理由の如何を問わず地盤の沈下、不等沈下、陥没、変形、吸い出し現象（埋立地内の土砂が吸い出しされる現象）等による地盤の変状が発生した場合
  - ② 県から説明されているか否かを問わず、何らかの地中埋設物（自然物、人工物を問わない）が存在し、これにより分譲地上に建築物を建て、工作物を設置し、あるいは物資を置くなどの土地利用をするに際し、通常予想されるより多くの費用を要することになった場合
  - ③ 契約締結後、土壌から何らかの有害物質が発見された場合  
買受人は契約の内容に不適合があることを知ってから1年以内に県に不適合の内容を通知しなければなりません。
- (7) 県及び買受人は、分譲地の土壌及び地中に関して以下の事項があることを承知します。
  - ① 分譲地は、浚渫土砂、建設残土等により埋立てられた埋立地であり、土地造成の経緯から、県が通常の注意力をもってしても知り得ないような物質や地中埋設物が存在する可能性があること。

- ② 県は分譲地に対する土壌調査を実施していないこと。
- ③ 買受人が必要とする土壌調査を行う場合には、買受人の負担によること。
- ④ 県は分譲地に対する地盤改良・液状化対策を施工していないことから、沈下の恐れがあるので、買受人は施設の建設にあたっては当該地盤に対応した適切な措置を行う必要があること。ただし、買受人は、分譲地に地盤改良・液状化対策を施工する場合、また施設の建設等を行う場合に隣接する用地や道路及び埋設管等の施設に変状を与えることのないよう、周辺地盤への影響に留意して設計及び施工する必要があります。なお、道路や埋設管等の施設に損傷等が生じた場合には補修をしなければなりません。
- ⑤ 分譲地の北側については、既設護岸（裏込めにはスラグを使用）が地中に残存している可能性があります。下部の構造については調査していません。なお、残存しているとすれば添付書類の断面図で示す構造物が想定されます。

また、既設護岸の一部は捨石構造であり、施設の建設や地盤改良工事に伴う振動などの影響によって捨石のかみあわせを乱した場合、捨石の隙間に吸い出し現象が発生する恐れがあります。

また、買受人は土地の引渡し後、何らの原因を問わず、分譲地上に築造した建物その他の施設の損傷等が確認された場合、自らの責任と費用において対応しなければなりません。

なお、買受人は土地の引渡し後、地中埋設物、土壌汚染が確認された場合、自らの責任と費用により処理しなければなりません。

(8) 買受人は、土地の引渡しを受けた後は良好な状態で管理しなければなりません。

## 5 公募の手順及びスケジュール

募集要項の配布	令和8年3月10日（火）～令和8年4月17日（金）
応募登録	令和8年3月10日（火）～令和8年4月17日（金）
契約の内容等に関する質疑の受付	令和8年3月10日（火）～令和8年4月17日（金）
提案書類等提出	令和8年5月25日（月）～令和8年6月5日（金）
審査委員会開催・選定結果通知	令和8年7月中旬頃
契約の締結	令和8年7月以降
売却物件の引渡し	売買代金納入日

※1 このスケジュールは目安であり、予告なく変更することがあります。

2 応募登録をしていない者の提案書類等は受け付けません。

## 6 募集要領の配布

(1) 本要領は次のとおり配布しています。

- ① 配布期間 令和8年3月10日(火)から令和8年4月17日(金)まで  
午前9時から午後5時まで  
(香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び正午から午後1時を除く）
- ② 配布場所 香川県土木部港湾課 総務・管理グループ  
住所 〒760-8570  
香川県高松市番町四丁目1番10号（香川県庁本館14階）  
電話 087-832-3549 FAX 087-806-0221

なお、香川県土木部港湾課ホームページ（香川の港湾）

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kowan/>)

→港湾を利用する→埋立地売却情報 からダウンロードが可能です。

## 7 応募登録

応募しようとする者は、応募登録期間中に、別添様式に必要な書類を付して、6で示した場所に持参又は郵送等（郵便の場合は書留、信書便の場合はこれに準ずる方法に限る。）により提出する（期限必着）ことで、応募登録してください。

応募登録していない者の提案書類等は受け付けません。

なお、郵送等による提出の場合、応募登録期間を過ぎてから6で示した場所に到達したもの、必要書類が揃っていないもの、記入内容に不備があるもの又は記入が不明瞭なものは受け付けません。

### (1) 応募登録期間

令和8年3月10日（火）～令和8年4月17日（金）

午前9時から午後5時まで（持参の場合は休日及び正午から午後1時までの間を除く）

### (2) 提出書類及び部数

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| ① 応募登録申込書（様式1）            | 正本1部  |
| ② 誓約書（様式2）                | 正本1部  |
| ③ 関係書類（申請日前3か月以内に発行されたもの） | 正本各1部 |

（法人の場合）

- ・法人の登記事項証明書（全部事項）
- ・印鑑証明書
- ・役員一覧（様式3）
- ・香川県及び本店所在地の都道府県税（全ての税目）に未納がないことの証明書
- ・法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（個人の場合）

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住所地の都道府県税（全ての税目）に未納がないことの証明書
- ・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）に未納がないことの証明書

- |                      |      |
|----------------------|------|
| ④ 連合体構成法人等調書（様式4）（※） | 正本1部 |
|----------------------|------|

※ 連合体で応募する場合は、上記①から③の書類に加えて、④の書類を提出すること。また、上記①の書類は代表者を定め、その者が提出するものとするが、②及び③の書類は連合体の全構成法人等について提出してください。

### (3) 応募料

応募料は無料です。

### (4) 登録通知

県は、登録の申込みをした法人等及び法人等連合体のうち、応募資格を満たしていると判断する法人等及び法人等連合体を登録し、令和8年4月下旬頃を目途に、登録した者（以下「応募登録者」という。）に対して登録通知書を送付します。

### (5) 登録内容の変更

応募登録申込書の記入内容に変更を生じた場合は、提案書類等の提出日の1週間前までに、文書により県に届け出て、承認を受けなければなりません。

#### (6) 登録の辞退

登録を辞退する場合は、速やかに文書により県に届け出なければなりません。

### 8 契約の内容等に関する質疑の受付

(1) 質疑の受付期間等については次のとおりとします。

- ① 受付期間 令和8年3月10日(火)～令和8年4月17日(金)  
午前9時から午後5時まで  
(持参の場合は休日及び正午から午後1時までの間を除く)  
郵送の場合は令和8年4月17日(金)必着
- ② 質疑方法 質疑の要旨を質疑書(様式5)に簡潔にまとめ、6に示す場所に郵送又は持参してください。口頭、電話等による質疑はお受けできません。
- ③ 回答 質疑に対する回答は香川県土木部港湾課ホームページにおいて回答します。  
なお、香川県土木部港湾課ホームページ(香川の港湾)  
(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kowan/>)  
→港湾を利用する→埋立地売却情報 に掲載予定です。

### 9 提案書類等提出

活用計画を提案する法人等又は法人等連合体(以下「提案者」という。)は、提案書類等を提出期限までに、6で示した場所に持参により提出してください。(期限必着)

(1) 提出期間

令和8年5月25日(月)～令和8年6月5日(金)  
午前9時から午後5時まで(休日及び正午から午後1時までの間を除く)

(2) 提案書類等の種類及び部数

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| ①活用計画提案申込書(様式6)                 | 正本1部 |
| ②活用計画提案書(様式7)                   | 20部  |
| ③施設計画図面(全体計画図、建物等平面図、立面図及び鳥瞰図等) | 20部  |
| ④添付資料                           | 1部   |

ア 提案者の概要(様式8)

イ 定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類

ウ 直近3期分の財務状況を明らかにした書類

法人:財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書等)

個人:所得税確定申告書(青色申告決算書、収支内訳書を含む。)の写し

エ 会社案内、経歴書、製品案内書等

※ ②、③には、提案者氏名若しくは社名又は製品名等、提案者が判別できるような表記を行わないよう注意してください。

④は、法人等連合体での提案の場合は全構成法人等について提出してください。

(3) 留意事項

- ① 提案書類等作成要領(43ページ以降)に従って作成してください。

- ② 法人等連合体の構成員としての提案を含め、1者につき1提案しかできません。
- ③ 提出された提案書類等は返却しません。
- ④ 提出済みの提出書類の修正又は変更は、軽微な補正を除き認めません。
- ⑤ 1区画をさらに分割した分譲は行いません。
- ⑥ 本提案に要する費用は提案者の負担とします。

## 10 現地説明について

本業務の企画提案を実施するにあたり、現地説明は行いません。

## 11 失格事由

次のいずれかに該当するときは、提案内容は無効とし、選定の対象としません。

- (1) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提案書類等に記載すべき内容が記載されていないなど、提案書類等が募集要項で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提案書類等に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 募集要項に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員又は香川県職員等の関係者と直接、間接を問わず連絡を求めたとき。

## 12 分譲先の決定方法等

- (1) 県が設置する審査委員会において、提案者の中から分譲先となる事業者を選定します。

ただし、11の失格事由に該当する等、申込資格を満たしていない者については審査の対象外とします。

なお、審査に際し、提案者による提案内容のプレゼンテーションを行っていただく予定です。

### ○審査の観点

審査内容	審査項目
①経営状況、事業実績に基づく資力・信用力 事業実施企業の安全性・確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的な経営基盤を有している。</li> <li>・ 本提案に係る事業費をまかなえるだけの十分な資力、資金調達力を有している。</li> <li>・ 本事業を運営するための十分な実績、社会的信用力を有している。</li> </ul>
②県経済への貢献 県経済の活性化に資する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内経済の活性化や、県民の雇用に資する計画となっている。</li> </ul> <p>《期待する取組例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の雇用に配慮した取組み。</li> <li>・ 香川県内に本店又は主たる事業所を有する企業による取組み。</li> <li>・ 県内企業への発注に配慮した取組み。</li> <li>・ 荷主の利便性向上と物流コストの低減が見込まれる取組み。</li> </ul>
③海上物流機能強化等への貢献 海上物流機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高松港国際物流ターミナルに設置される施設としてふさわしい計画となっている。</li> </ul>

に資する取組み	<p>《期待する取組例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上貨物の集貨等、高松港の海上の取扱貨物量を増加させる取組み。</li> <li>・海上貨物の保管倉庫の設置等、県の港湾施設の機能補完に資する取組み。</li> </ul>
④事業計画、資金・収支計画の健全性 当該事業計画の実現可能性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が将来にわたり、安定性・確実性が望める提案となっている。</li> <li>・適切な資金計画となっている。</li> <li>・適切な収支計画となっている。</li> </ul>
⑤安全管理、交通管理、環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理、交通管理について、その対策が具体的かつ十分なものとなっている。</li> <li>・施設の騒音対策など、周辺環境に配慮した計画となっている。</li> <li>・脱炭素社会に貢献するなど、地球環境に配慮した計画となっている。</li> </ul>

(2) 審査委員会は、必要と認めるときは、提案者に対して、提案の内容について追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 審査の結果、選定事業者該当なしとすることがあります。

### 1.3 契約の締結等

#### (1) 買受人の決定

県は、審査委員会の選定結果に基づき、買受人を決定します。決定した結果については、提案者全員に対して文書で通知します。なお、決定理由や決定結果に対する問い合わせ、異議には一切応じません。

また、決定後、選定結果（①決定した事業者が法人の場合はその名称又は商号及び所在地、②決定した事業者が個人の場合は氏名及び住所、③決定した事業者の提案内容及びその審査結果(得点)、④提案者数、⑤提案者の業種）などについて、公表や問い合わせへの回答を行います。

#### (2) 契約の締結

契約は選定結果通知書が届いた日から、県が指定する日までに別紙様式の土地売買契約書により締結していただきます。なお、県が指定する日までに契約を締結しない場合は、買受人としての効力を失います。

#### (3) 売買代金の支払方法

売買契約締結前に契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付した後、土地売買契約締結成立の日から2ヶ月以内に県が指定する方法にて売買代金の残額を一括してお支払いいただきます。

なお、契約保証金については契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは全部又は一部について免除することがあります。

#### (4) 所有権の移転等

① 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。

② 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、買受人により行っていただきます。

③ 売買契約書（県保管用のもの1部）に貼付けする収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許

税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担になります。

●問い合わせ先

〒760-8570

高松市番町四丁目1-10 県庁本館14階

香川県土木部港湾課 総務・管理グループ

(様式1)

応 募 登 録 申 込 書

令和 年 月 日

香 川 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

〔法人にあつては〕  
代表者の氏名

㊞

(連合体で応募する場合は、代表法人等の氏名又は名称を記入すること。)

件 名 高松港朝日地区県有地の活用に係る事業者募集

上記事業者募集に応募登録したいので、募集要項記載の内容を了知の上、次の書類を添付して申し込みます。

記

- 1 誓約書(様式2) 正本1部
- 2 関係書類(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの) 正本各1部  
(法人の場合)
  - ① 法人の登記事項証明書(全部事項)
  - ② 印鑑証明書
  - ③ 役員一覧(様式3)
  - ④ 香川県及び本店所在地の都道府県税(全ての税目)に未納がないことの証明書
  - ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分)に未納がないことの証明書
- (個人の場合)
  - ① 住民票の写し
  - ② 印鑑登録証明書
  - ③ 住所地の都道府県税(全ての税目)に未納がないことの証明書
  - ④ 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分)に未納がないことの証明書
- 3 連合体構成法人等調書(様式4)(連合体で応募登録する場合のみ提出すること)

(注) 連合体で応募する場合は、1及び2①～⑤の書類は連合体の全構成法人等について提出すること。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

香 川 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

〔法人にあつては〕  
代表者の氏名

印

件 名 高松港朝日地区県有地の活用に係る事業者募集

上記事業者募集に係る応募登録の申し込みに当たって、募集要項の応募資格を満たしていることを誓約します。



(様式4)

連 合 体 構 成 法 人 等 調 書

住所・商号又は名称・代表者氏名		担当部課名 連 絡 先	担当者氏名	活用分担内容
代表法人等	〒	TEL		
連合体構成法人等 (代表法人等を除く。)	〒	TEL		
	〒	TEL		
	〒	TEL		
	〒	TEL		
	〒	TEL		

※本調書に記入する連合体構成法人等とは、高松港朝日地区県有地の活用に関し、代表法人等と責任を分担して共同して事業計画に沿った取組みを行うこととなる法人等をいう。

(様式5)

質 疑 書

令和 年 月 日

香川県土木部港湾課長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

〔法人にあつては〕  
代表者の氏名

印

担当者名

連絡先

募集要項の 該当項目	
内 容	

※質疑事項は、様式1枚につき1項目とし、簡潔かつ具体的に記入すること。

また、項目欄には、募集要項の関連項目、関連ページを記入すること。

(様式6)

## 活用計画提案申込書

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

〔法人にあっては〕  
代表者の氏名

印

件名 高松港朝日地区県有地の活用に係る事業者募集

上記事業者募集について、次のとおり提案書類等を提出します。

### 記

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| 1 | 活用計画提案書（様式7）  | 20部 |
| 2 | 施設計画図面（全体計画図、建物等平面図、立面図及び鳥瞰図等）  | 20部 |
| 3 | 添付資料  | 各1部 |
| ① | 提案者の概要（様式8）   |     |
| ② | 定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類   |     |
| ③ | 直近3期分の財務状況を明らかにした書類<br>法人：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、<br>株主資本等変動計算書及び附属明細書等）<br>個人：所得税確定申告書（青色申告決算書、収支内訳書を含む。）の写し |     |
| ④ | 会社案内、経歴書、製品案内書等   |     |

- (注) 1 1及び2の書類には、提案者氏名若しくは社名等、提案者が判別できるような表記を行わないよう注意すること。
- 2 法人等連合体での提案の場合は、3の書類は全構成法人等について提出すること。

(様式7)

活 用 計 画 提 案 書

登 録 番 号 \_\_\_\_\_

1 提案趣旨

## 2 基本方針

### ①事業計画の基本方針

---

### ②計画概要

③スケジュール

(施設整備及び供用開始までの予定を具体的に記入すること。関係する法令等についても考慮すること。)

④高松港国際物流ターミナルの機能の充実・強化に資する点

海上貨物の取り扱いに必要な施設の機能強化に資する点

高松国際物流ターミナルの入港船数及び貨物量の増加に寄与する点

⑤施設の整備、運営等事業実施に当たり、県内企業（香川県内に本店又は主たる事務所を有する法人等）の活用や県民の雇用に配慮している点

⑥施設の整備、運営等事業実施に当たり、安全管理、交通管理のほか、周辺環境に配慮している点

⑦その他（特にPRする点、配慮している点、これまでの実績等）

3 施設整備計画

①建物概要（構造・規模等）及び特徴

棟	建築計画	建ぺい率(%)		延床面積(m <sup>2</sup> )	容積率(%)	階層別面積(m <sup>2</sup> )		
						階	階	
	建物概要	構造		規模	屋根			
造			地上階 地下階 (高さ m)	形状	仕上	色彩	仕上	
特徴								
棟	建築計画	建ぺい率(%)		延床面積(m <sup>2</sup> )	容積率(%)	階層別面積(m <sup>2</sup> )		
						階	階	
	建物概要	構造		規模	屋根			
造			地上階 地下階 (高さ m)	形状	仕上	色彩	仕上	
特徴								
棟	建築計画	建ぺい率(%)		延床面積(m <sup>2</sup> )	容積率(%)	階層別面積(m <sup>2</sup> )		
						階	階	
	建物概要	構造		規模	屋根			
造			地上階 地下階 (高さ m)	形状	仕上	色彩	仕上	
特徴								

(注) 特徴欄には、形態、意匠、機能等について具体的に記述すること。

②施設内容・構成

	施設区分	階別	面積 (㎡)	内容・構成	直営・テナントの別
棟	施設	階			
		階			
		小計			
	施設	階			
		階			
		小計			
計					
棟	施設	階			
		階			
		小計			
	施設	階			
		階			
		小計			
計					
棟	施設	階			
		階			
		小計			
	施設	階			
		階			
		小計			
計					

(注) 内容、構成について具体的に記述すること。

③施設毎の整備期間・供用開始時期

	施設区分	階別	面積 (㎡)	整備期間	供用開始時期	備考
棟	施設	階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		小計		—	—	
	施設	階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		小計		—	—	
計			—	—		
棟	施設	階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		小計		—	—	
	施設	階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		小計		—	—	
計			—	—		
棟	施設	階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		小計		—	—	
	施設	階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		階		令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月	
		小計		—	—	
計			—	—		

④施設整備事業費概算

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
建築工事	仮設工事		
	基礎工事		
	躯体工事		
	仕上工事		
	外溝その他工事		
	諸経費		
	小計		
設備工事	電気設備工事		
	給排水工事		
	空調設備工事		
	その他設備工事		
	諸経費		
	小計		
建設工事費合計			
その他経費	設計費		
	工事監理費		
	消費税及び地方消費税		
	不動産取得税		
	登録免許税		
	その他費用		
	その他経費合計		
土地購入費（固定）			
総 合 計			

(注) 備考欄には、可能な限り積算の根拠を示すこと。

#### 4 経営計画

##### ①経営方針

(経営の理念、資金調達、設計、建設等について記入すること。)

②営業形態・特徴等

(予定している事業について、施設毎に、その業種、営業形態・特徴等について記入すること。連合体の構成員の間等で賃借権その他の権利の設定等を行う場合には、施設ごとにその内容や範囲を記入すること（施設計画図面においても、その範囲を記入すること）。なお、本分譲地については買受人が自ら利用する必要があります。)

③資金計画（事業開始前及び事業期間中の資金計画）

（単位：百万円）

年 数		開業前	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			合計
資 金 計 画	資金需要														
		計													
	資金調達														
		計													
	借入金	返済額													
		残額													
	保証金	返済額													
		残額													
	その他														

(注) 1 資金調達で、借入れの場合は、借入れ期間毎に記入すること。

2 資金計画の根拠となる資料を添付すること。

④収支計画（事業開始前及び事業期間中の資金計画）

（単位：百万円）

年 数		開業前	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			合計	
損 益	収 入	売上収入														
		賃料収入														
		合計														
	支 出	公租公課														
		借地料														
		保険料														
		運営管理費														
		修繕費														
		減価償却費														
		借入金利息														
		諸費用														
		合計														
	差引損益（税引前）															
	法人税、住民税及び事業税															
	損益（税引後）															
	利益（損失）累計額															

（注） 1 収支計画の根拠となる資料を添付すること。

(様式8)

## 提 案 者 の 概 要

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

### 1 提案者の概要

業 種	
設 立	年 月 日
資 本 金	(令和 年 月 日現在) 資 本 金 円 発行済株式数 株 株式上場の状況 年 月 日 証券取引所 第 部 上場
業 績	第 期 ( 年 月 ~ 年 月) 売 上 高 円 利 益 円
従 業 員	(令和 年 月 日現在) 全従業員数 人

### 2 提案者の事業概要

#### (1) 提案者の沿革

年月日	重 要 事 項

(注) 設立(創業)から現在までの重要事項を年代順に記入してください。なお、重要事項とは次のようなことです。

- ・ 設立(創業)の経緯、時期
- ・ 組織の変更、本社所在地の変更
- ・ 資本金の変遷
- ・ 合併、分離等
- ・ 事業所等(工場、研究所、営業所等)の新增設、閉鎖

## (2) 事業所等の概要

事業所等の名称	所在地	土地(m <sup>2</sup> )	建物(m <sup>2</sup> )	生産(取扱)品目
合 計	工場 研究所 営業所 その他	か所 か所 か所 か所		

- (注) ①「所在地」は、市町村名まで記入してください。  
 ②借地借家については、( ) を付して内数で記入してください。  
 ③事業所等が多数の場合は、主な事業所等を記入してください。

## (3) 有形固定資産の償却概要

(単位：百万円)

最近3期	償却範囲額	償却実施額	償却方法
期 ( ~ )			
期 ( ~ )			
期 ( ~ )			

(注) 決算計上額を記入してください。

## (4) 取引先の概要

(単位：百万円)

取引先の名称等	取引先の所在地	取引 年数 (年)	最近3期の取引額		
			~	~	~
その他	社				
合 計	社				

- (注) ①取引先のうち、販売額の上位3社について記入してください。  
 ②「取引先の所在地」は、市町村名まで記入してください。  
 ③合計欄には、決算計上額を記入してください。

### 3 役員名簿

(令和 年 月 日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴		自社株所有数 (単位：千株)
	住所	年・月	事項		
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
①代表権 有・無 ②常勤・非常勤					
上記のほか取締役 名 (うち非常勤 名)、監査役 名 役員合計 名					

(注) ①主な役員5名について、記載してください。

②「代表権 有・無」と「常勤・非常勤」は、該当する方を○で囲んでください。

③「略歴」の欄には、最終学歴と主な職歴を記載してください。

### 4 主たる株主名簿 (上位10名)

(令和 年 月 日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)	会社との関係
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
上記のほか 名			—
合計 名		100.0	—

5 株主構成

(令和 年 月 日現在)

区 分	株 主 数	持 株 数	比 率 (%)
役員			
従業員			
関連会社			
取引先			
金融機関			
その他			

6 金融機関との取引状況

(令和 年 月 日現在) (単位:百万円)

金融機関名	預金残高	借入金残高

(注) 上位3行について記入してください。

## 土地売買契約書（案）

売主 香川県（以下「甲」という。）と買主【買受人名】（以下「乙」という。）とは、末尾記載の土地（以下「売買物件」という。）に関し、次の条項により土地売買契約を締結する。

（募集要領記載の内容、条件）

第1条 高松港朝日地区県有地の活用に係る事業者募集要領記載の内容、条件については当然この契約書の内容になるものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金【 】円とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金の額は、金 円とする。

2 契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 前項の契約保証金は、第22条に定める損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙が本契約に定める義務を履行せず、甲が第19条により解除権を行使したときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、第2条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金 円を甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに、甲の指定する場所において支払わなければならない。

2 契約保証金は、乙が前項に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（遅延損害金）

第5条 乙は売買代金をその納付期限までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、納付期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状のまま甲から乙に引渡しがあったものとする。

（所有権移転登記）

第7条 甲は、売買物件の所有権移転後、速やかに、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を乙に交付するものとする。

2 乙は、前項の書類の交付を受けたときは、遅滞なく、売買物件の所有権移転登記を行うものとする。この場合において、当該登記に要する費用は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当する場合甲に対し、売買代金の減額、若しくは損害賠償、追

完の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、甲が知っていたにもかかわらず告知しなかった重要な事実についてはこの限りではない。

- (1) この契約締結後に、売買物件に数量不足があることが判明した場合又は理由の如何を問わず地盤の沈下、不等沈下、陥没、変形、吸い出し現象（埋立地内の土砂が吸い出しされる現象）等による地盤の変状が発生した場合
  - (2) 甲から説明されているか否かを問わず、何らかの地中埋設物（自然物、人工物を問わない。）が存在し、これにより当該物件上に建築物を建て、工作物を設置し、あるいは物資を置くなどの土地利用をするに際し、通常予想されるより多くの費用を要することになった場合
  - (3) 契約締結後、土壌から何らかの有害物質が発見された場合
- 2 乙は契約の内容に不適合があることを知ってから1年以内に甲に不適合の内容を通知しなければならない。

#### （用途指定等）

第9条 乙は、売買物件を活用計画提案申込書に添付した事業計画に記載したとおりの用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

- 2 乙は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- 3 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。
- 4 乙は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。
- 5 乙は、競馬法（昭和23年法律第158号）第6条及び第22条に規定する勝馬投票券、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券又はモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10号に規定する舟券の発売所その他これらに類する用に供してはならない。
- 6 乙は、法令や公序良俗に反する業の用に供してはならない。
- 7 乙は、売買物件の引渡しを受けた日から3年以内（以下「指定期日」という。）に指定用途に供しなければならない。
- 8 乙は売買物件をこの契約の締結の日から10年間（以下「指定期間」という。）は引き続き指定用途に供しなければならない。

#### （指定用途の変更等）

第10条 乙は、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない事由により、前条に規定する指定用途、指定期日又は指定期間の変更をするときは、あらかじめ変更を必要とする理由及び変更後の計画を記載した書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得るものとする。

#### （処分制限）

第11条 乙は指定期間が満了するまで、売却物件の全部又は一部に対して、売買、贈与、交換、出資等による所有権の第三者への移転をし、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は地上権、質権、使用貸借による権利、その他使用収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ甲に協議の上、書面による承認を得た場合にはこの限りでない。

- 2 乙は、甲が本契約第16条第1項の規定により乙から売買物件を買戻したときに、乙が甲に対して有することとなる売買代金の返還請求権を第三者に譲渡し、担保に供し、又は事実上の処分をしてはならない。ただし、あらかじめ甲に協議の上、書面による承認を得た場合にはこの限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者が右欄に掲げる施設（当該施設の附帯

施設を含む。)を設置する場合には、甲の承認を要しないものとする。

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者	電線路
ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 12 項に規定するガス事業者	ガスの導管
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者	水道の導管
下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 3 条第 1 項に規定する公共下水道管理者	下水の排水施設
電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者	電気通信線路

（公害防止等）

第 12 条 乙は、売買物件に公害防止施設を整備する等、公害防止について万全を期するものとする。

2 乙は、売買物件に設置された施設に関し、甲又は関係市町から公害防止に関する協定等の締結の申し出があったときは、速やかに、これに応じるものとする。

3 乙は、売買物件における施設の建設により公害が発生したときは、速やかに、その施設等を改善するとともに、損害賠償等これに関連する問題を自己の責任において解決するものとする。

（環境美化）

第 13 条 乙は、売買物件に関し、立地環境の保全に留意してその美化に努めなければならない。

（実地調査等）

第 14 条 甲は、本契約第 9 条並びに第 11 条第 1 項及び第 2 項に定める乙の義務の履行状況を把握するため、必要があると認めるときは、売買物件について実地調査し、又は乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合においては、乙は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（乙の通知義務等）

第 15 条 乙は指定期間内に、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面により甲に通知しなければならない。

(1) 売買物件において、施設の建設に着手したとき。

(2) 売買物件において、施設の建設が完了したとき。

(3) 乙が住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき。

(4) 乙が解散し、合併し、又は営業を停止し、若しくは営業を譲渡したとき。

(5) 乙が強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立て又は滞納処分を受けたとき。

(6) 乙に対して民事再生の申立てがあったとき。

(7) 乙以外の第三者が、売買物件又は売買物件に設置した施設につき事業スキームに定めのない行為をなすこと又はなしたことを知ったとき。

（買戻しの特約）

第 16 条 甲は、乙が本契約第 9 条及び第 11 条の規定に違反したときは、売買物件の買戻しをすることができる。

- 2 前項の規定による買戻しの権利行使ができる期間は、この契約の締結日から10年間とする。
- 3 甲は、第1項の買戻しの実行により乙又は第三者に損害が生じても、何らその責めを負わないものとする。
- 4 甲は、売買物件の所有権移転と同時に買戻しの特約の登記を行うものとし、乙は買戻しの特約の登記に必要な書類を甲に提出するものとする。
- 5 前項の登記に必要な登録免許税その他費用は、甲の負担とし、買戻しの特約の登記を抹消する登記に必要な登録免許税その他費用は、乙の負担とする。

#### (買戻権の行使)

- 第17条 甲は、前項第1項に定める買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、既納の遅延損害金及び乙の負担した契約の締結に要する費用については、返還しない。
- 2 前項の売買代金には、利息を付さないものとし、乙が本契約第20条第1項の違約金又は第21条の損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらと対当額をもって相殺するものとする。この場合において、売買代金の額が甲の請求すべき金額に満たないときは、乙は、甲が指定する期日までに、その不足額を甲に支払いするものとする。

#### (契約の解除)

- 第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は次の各号のいずれかに該当しているときは、買戻権の行使ができる場合を除き、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙又は第三者に損害が生じても、甲は何らその責めを負わないものとする。
- (1) 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が団体規制法関係者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
  - (3) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
  - (4) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 契約等の相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
  - (6) （1）から（4）までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（（5）に該当する場合を除く。）に、甲が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
  - (7) 代表一般役員等が団体規制法第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の役職員又は構成員であるとき。

(原状回復)

第 19 条 乙は、本契約第 16 条第 1 項の規定により売買物件の買戻しをされたとき、又は前条の規定により契約を解除されたときは、甲の指定する日までに、売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が承認したときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は甲が行う売買物件の所有権移転登記手続に協力しなければならない。

3 第 1 項の場合において、乙は甲に対し売買物件に投じた必要費、有益費その他の費用の償還を請求しないものとする。

(違約金)

第 20 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、その理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 本契約第 9 条及び第 11 条の規定に違反し、売買物件の買戻しをされ、又は契約を解除されたとき。 売買代金の 30%に相当する金額

(2) 前号の場合を除き、この契約を解除されたとき。 売買代金の 10%に相当する金額

2 前項の違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(土壌等)

第 22 条 甲及び乙は、この土地の土壌及び地中に関して以下の事項があることを承知する。

(1) この土地は、浚渫土砂、建設残土等により埋立てられた埋立地であり、土地造成の経緯から、甲が通常の注意力をもってしても知り得ないような物質や地中埋設物が存在する可能性があること。

(2) 甲はこの土地に対する土壌調査を実施していないこと。

(3) 乙が必要とする土壌調査を行う場合には、乙の負担によること。

(4) 甲はこの土地に対する地盤改良・液状化対策を施工していないことから、沈下の恐れがあるので、乙は施設の建設にあたっては当該地盤に対応した適切な措置を行う必要があること。ただし、乙は、この土地に地盤改良・液状化対策を施工する場合、また施設の建設等を行う場合に隣接する用地や道路及び埋設管等の施設に変状を与えることのないよう、周辺地盤への影響に留意して設計及び施工する必要がある。なお、道路や埋設管等の施設に損傷等が生じた場合には補修をしなければならない。

(5) この土地の北側については、既設護岸（裏込めにはスラグを使用）が地中に残存している可能性があるが、甲は、下部の構造については調査していない。なお、残存しているとすれば募集要領添付書類の断面図で示す構造物が想定される。また、既設護岸の一部は捨石構造であり、施設の建設や地盤改良工事に伴う振動などの影響によって捨石のかみあわせを乱した場合、捨石の隙間に吸い出し現象が発生する恐れがある。

2 乙は土地の引渡し後、何らの原因を問わず、この土地上に築造した建物その他の施設の損傷等が確認された場合、自らの責任と費用において対応しなければならない。

3 乙は土地の引渡し後、地中埋設物、土壌汚染が確認された場合、自らの責任と費用により処理しなければならない。

(返還金)

第 23 条 甲は、本契約第 18 条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の売買代金を乙に

返還するものとする。ただし、既納の遅延損害金及び乙の負担した契約の締結に要した費用については、返還しない。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の場合において、乙が本契約第5条の遅延損害金、第20条第1項の違約金又は第21条の損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらと返還金とを対当額をもって相殺するものとする。この場合において、既納の売買代金の額が甲の請求すべき金額に満たないときは、乙は、甲が指定する期日までに、その不足額を甲に支払うものとする。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主（甲） 香川県高松市番町四丁目1番10号

香 川 県

香川県知事 池 田 豊 人

買主（乙） 住 所

氏 名

売買物件の表示

所在地	地 目	数 量		備 考
高松市朝日町1番66	雑種地	4,490.61	m <sup>2</sup>	別紙のとおり 物件番号1

物件調書

物件番号	所在地	面積(m <sup>2</sup> )		地目	形状
		公簿	実測		
1	高松市朝日町1番66	4,490	4,490.61	雑種地	平面図のとおり
接面道路の幅員及び状況		平面図及び横断面図のとおり。 西側：臨港道路F地区7号線（幅員22.5m） 南側：臨港道路F地区21号線（幅員22.5m）			
法令等に基づく制限	都市計画法	用途地域	準工業地域		
		特別用途地区	大規模集客施設制限地区		
		臨港地区	無分区		
		地区計画	朝日新町第2地区地区計画		
	建築基準法	用途地域	準工業地域		
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		防火指定	第22条第1項の区域		
	その他				
	その他の法令等	瀬戸内海国立公園普通地域 高松市景観条例（一般区域（市街地景観ゾーン）） 高松市屋外広告物条例（第5種許可地域）			
私道負担等に関する事項	負担の有無	-	負担の内容	-	
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		事業者名	
	電気	接面道路配線無し		四国電力(株)	
	上水道	接面道路配管有り		香川県広域水道企業団	
	下水道	接面道路配管有り		高松市下水道課	
	都市ガス	接面道路配管無し			
参考事項	<p>(1) 当地には緑地等が整備されており、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項に基づく工業団地特例の適用を受けます。買受人が敷地内に新たに緑地等を整備する必要はありません。</p> <p>(2) 地盤高はC.D.L +4.3m程度（標高T.P +2.909m程度）です。 ※C.D.Lとは高松港基準面のことで、T.P(東京湾中等潮位)-1.391mとなります。</p> <p>(3) ボーリング調査の結果は別添のとおりです。なお、当結果は県の調査によるものですので、あくまでも参考データとして取り扱ってください。詳細については、買主の負担にて実施してください。</p> <p>(4) 供給処理施設についての詳細については、各事業者に直接お問い合わせください。</p> <p>(5) 当地は、浚渫土砂、建設残土により埋立てられた埋立地であり、土地造成の経緯から、県が通常の注意力をもってしても知り得ないような物質や地中埋設物が存在する可能性があります。</p> <p>(6) 当地に対する土壌調査は実施していません。</p> <p>添付書類 1 位置図 2 写真 3 平面図</p>				

	4 横断面図・縦断面図
	5 地積測量図
	6 平面図（ボーリング箇所図）
	7 ボーリング柱状図
	8 上水道施設平面図
	9 下水道施設平面図

## 提案書類等作成要領

### 1 提案書類等の作成

本件事業者募集に係る提案関係書類として、以下の書類を作成し提出すること。

- |                                    |      |
|------------------------------------|------|
| (1) 活用計画提案申込書（様式6）                 | 正本1部 |
| (2) 活用計画提案書（様式7）                   | 20部  |
| (3) 施設計画図面（全体計画図、建物等平面図、立面図及び鳥瞰図等） | 20部  |
| (4) 添付資料                           | 各1部  |

- ① 提案者の概要（様式8）
- ② 定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類（任意様式）
- ③ 直近3期分の財務状況を明らかにした書類（任意様式）  
法人等：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書等）  
個人：所得税確定申告書（青色申告決算書、収支内訳書を含む。）の写し
- ④ 会社案内、経歴書、製品案内書等

※ (2)、(3)には、提案者氏名若しくは社名又は製品名等、提案者が判別できるような表記を行わないよう注意すること。

(4)は、法人等連合体での提案の場合は全構成法人等について提出すること。

### 2 全般的な留意事項

(1) 提出された提案書類等に基づいて評価を行うため、募集要項に記載された活用の条件等を十分に把握した上で、具体的に記載すること。

なお、具体的な記載がない場合は、実現可能性が低いと判断し、評価が低くなることがある。

(2) 提案書の内容は確実に実現できる範囲で記載すること。実現可能性が低いと思われる提案に対しては、実現可能性を確認するために、追加資料の提出及びヒアリングの実施を求めることがある。

### 3 提案書類等の作成上の留意事項

(1) 活用計画提案書（様式7）

- ① 定められた様式に沿って作成すること。様式の内容に沿って、各欄の大きさや枚数を変更することは差し支えない。書式は、A4横長横書き、片面とする。
- ② 提案書には、ページ番号を付すこと。
- ③ 提案者氏名若しくは社名又は製品名等を表記しないこと。
- ④ A4-Eファイル（横長）左綴じに綴って提出すること。また、ファイルの表紙に「高松港朝日地区分譲地活用計画提案書」及び登録番号を記載すること。

(2) 施設計画図面

- ① 様式は、任意様式とし、施設整備等の内容を示す全体計画図、建物等平面図、立面図及び鳥瞰図等とします。書式は、A4横長又はA3横長、片面とし、枚数は10枚以下とする。
- ② 各図面の右下に図面名称及び図面番号を記入すること。図面番号は通し番号とし、「図面番号/図面総数」で表示すること。
- ③ 鳥瞰図、立面図については、カラー表示とすること。
- ④ 提案者氏名若しくは社名又は製品名等を表記しないこと。
- ⑤ A4-Eファイル（横長）又はA3-Eファイル（横長）左綴じに綴って提出すること。また、ファイルの表紙に「高松港朝日地区分譲地活用計画提案書（図集）」及び登録番号を記載すること。

### (3) 添付資料

- ① 添付資料のうち、「提案者の概要（様式8）」は、定められた様式に沿って作成すること。様式の内容に沿って、各欄の大きさや枚数を変更することは差し支えないが、できる限り簡潔な内容とすること。
- ② 添付資料①～④をまとめて、ファイルに綴って提出すること。また、ファイルの表紙に「高松港朝日地区分譲地活用計画提案書（添付資料）」及び登録番号を記載すること。また、添付資料①～④の項目ごとにインデックスを付けること。

### 4 提案書類の返却

提出された提案書類等は返却しない。

また、提出された提案書類等は、審査作業に必要な範囲内において複製することがある。

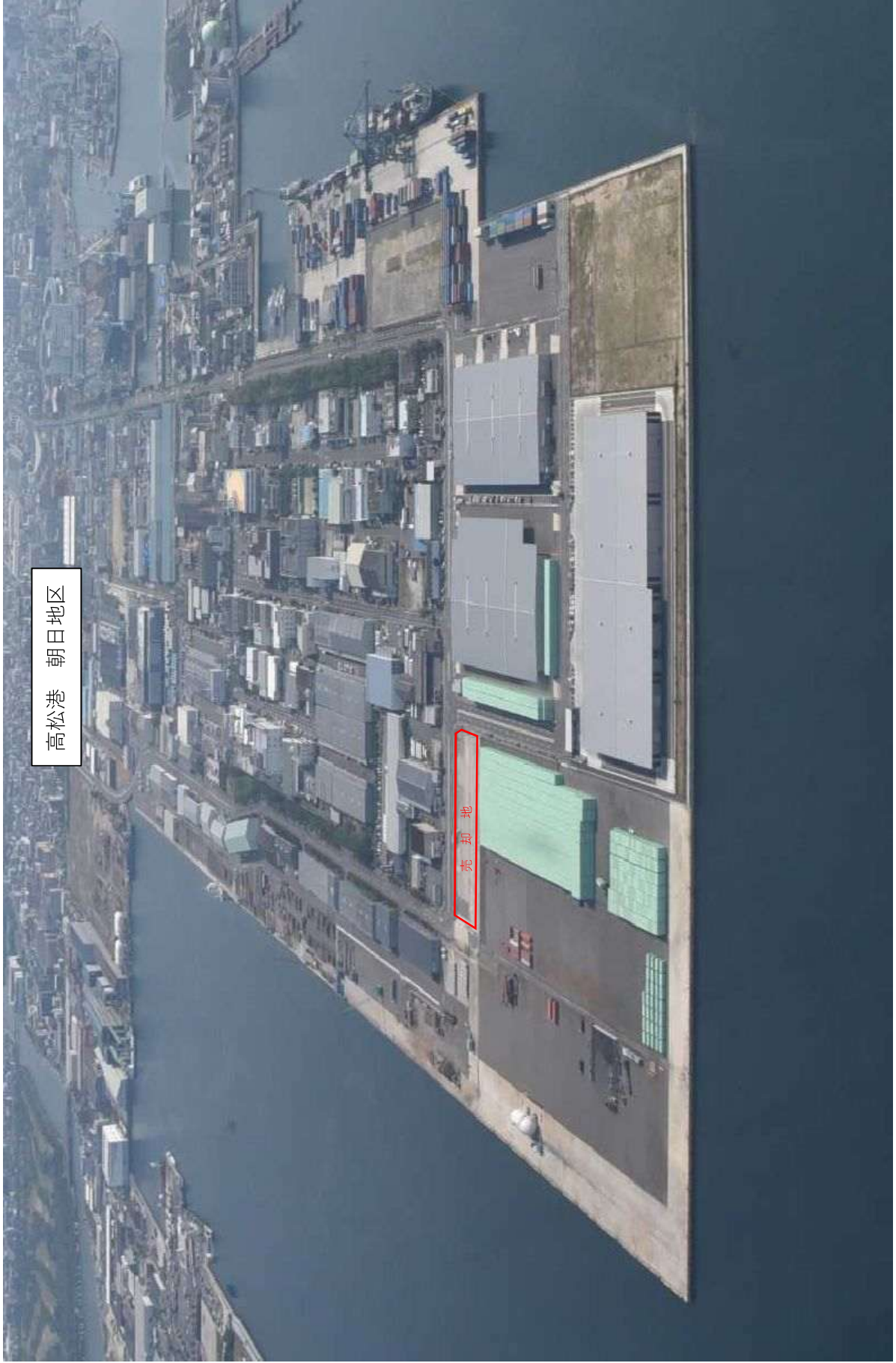
### 5 留意点

次のいずれかに該当するときは、提案内容は無効とし、選定の対象としない。

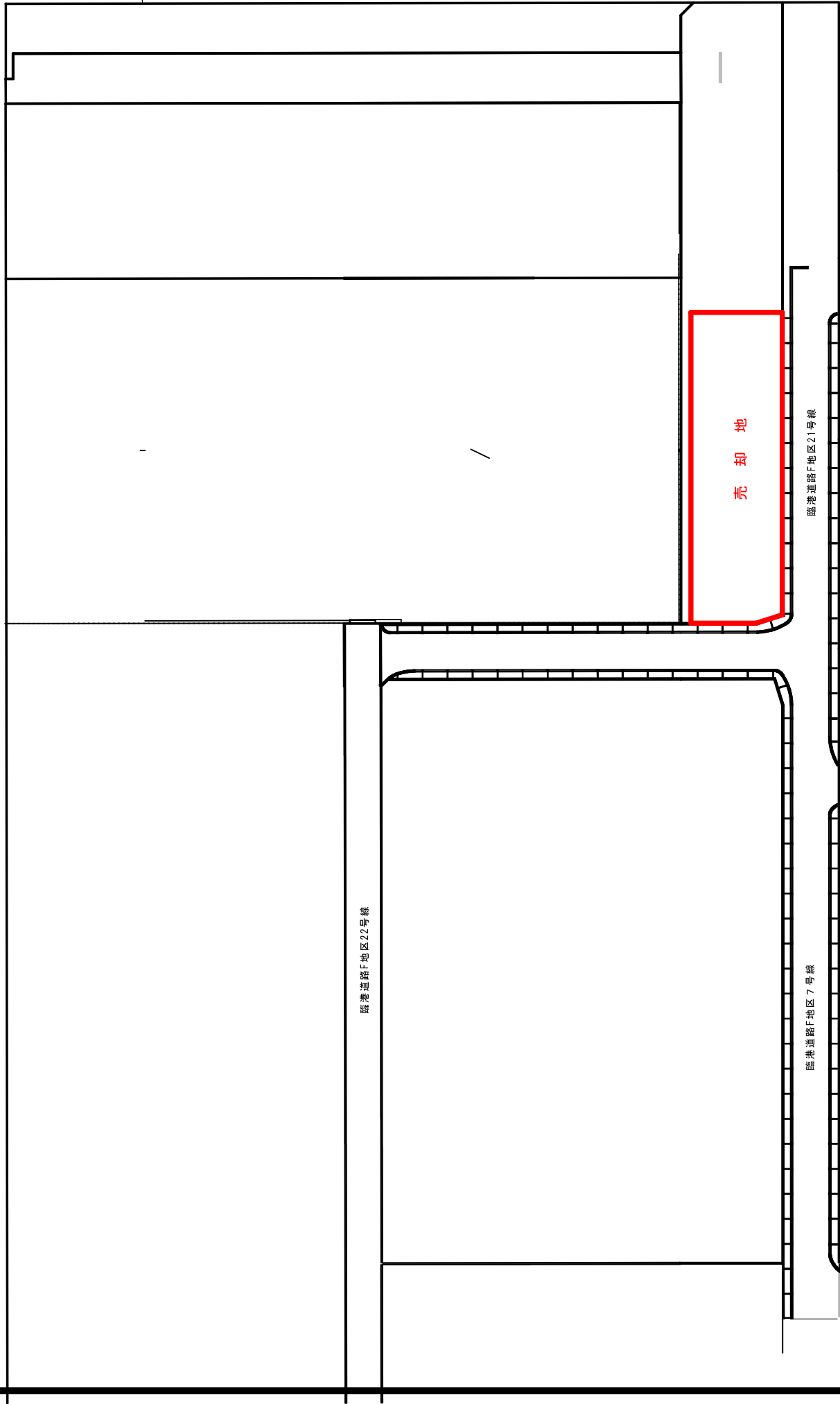
- (1) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提案書類等に記載すべき内容が記載されていないなど、提案書類等が募集要項で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提案書類等に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 募集要項に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員又は香川県職員等の関係者と直接、間接を問わず連絡を求めたとき。



電子地形図25000（国土地理院地図）を加工して作成



平面图



明日町-12m測量地界線

臨港道F地区22号線

臨港道F地区7号線

臨港道F地区21号線

弃却地



登記年月日：令和7年6月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年7月23日 高松法務局

登記官 野村和身



請求番号：49-1

図面所在地積測量図

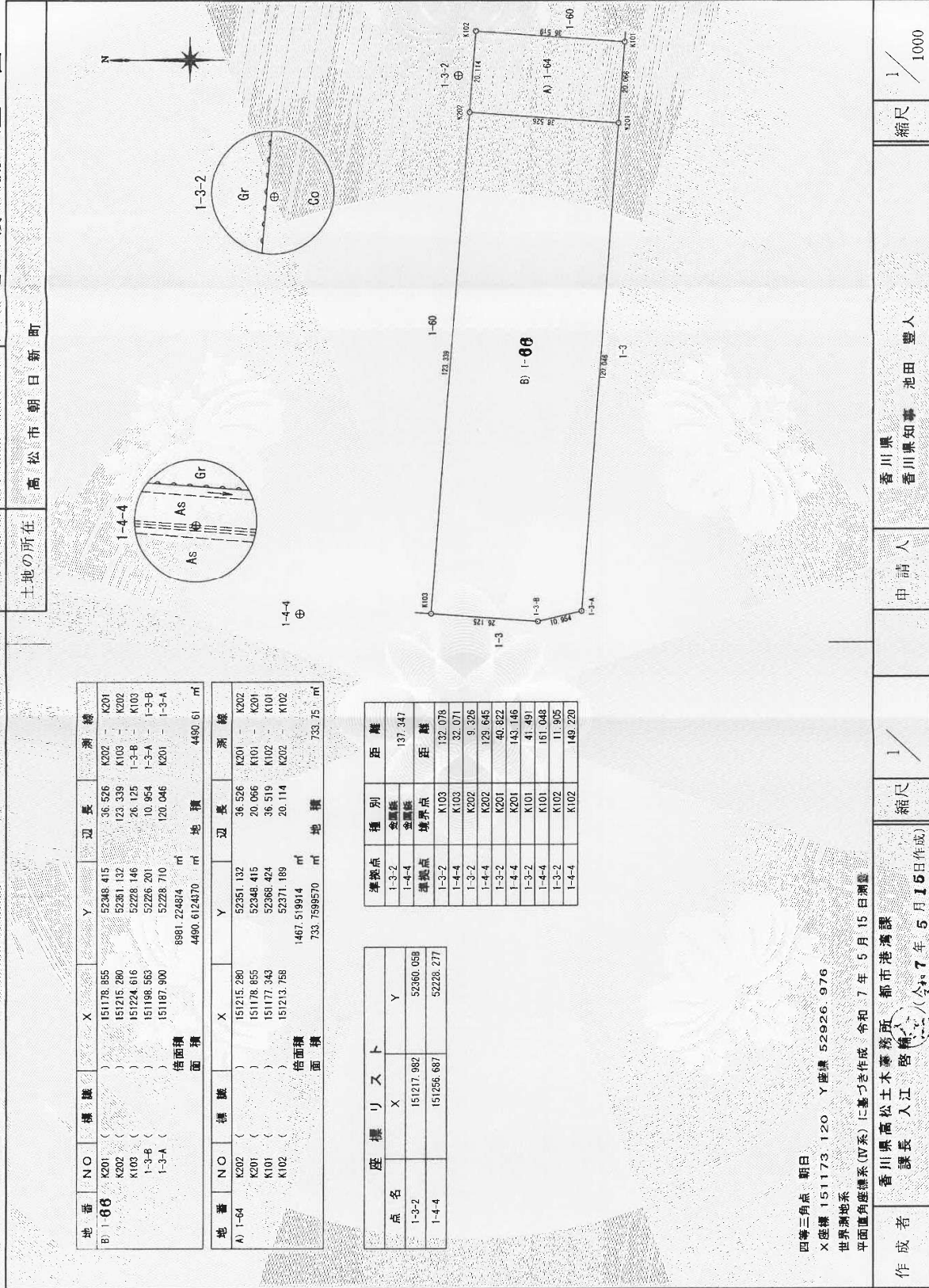
地番 1-64.1-00  
土地の所在 高松市朝日新町

地番	NO	横断	X	Y	辺長	測量
B) 1-00	K201	( )	151178.855	52348.415	36.526	K202 - K201
	K202	( )	151215.280	52351.132	123.339	K103 - K202
	K103	( )	151224.616	52228.146	26.125	1-3-B - K103
	1-3-B	( )	151198.563	52226.201	10.954	1-3-A - 1-3-B
	1-3-A	( )	151187.900	52228.710	120.046	K201 - 1-3-A
		倍面積	8981.224814	m <sup>2</sup>	面積	4490.61
		面積	4490.612470	m <sup>2</sup>	面積	4490.61

地番	NO	横断	X	Y	辺長	測量
A) 1-00	K202	( )	151215.280	52351.132	36.526	K201 - K202
	K201	( )	151178.855	52348.415	20.066	K101 - K201
	K101	( )	151177.343	52368.424	36.519	K102 - K101
	K102	( )	151213.758	52371.189	20.114	K202 - K102
		倍面積	1467.519914	m <sup>2</sup>	面積	733.75
		面積	733.7599570	m <sup>2</sup>	面積	733.75

点名	X	Y
1-3-2	151217.982	52360.059
1-4-4	151256.687	52228.271

測量点	種別	距離
1-3-2	交差点	137.347
1-4-4	交差点	
測量点	境界点	距離
1-3-2	K103	122.078
1-4-4	K103	32.071
1-3-2	K202	9.326
1-4-4	K202	128.645
1-3-2	K201	40.822
1-4-4	K201	143.146
1-3-2	K101	41.491
1-4-4	K101	161.048
1-3-2	K102	11.905
1-4-4	K102	149.220

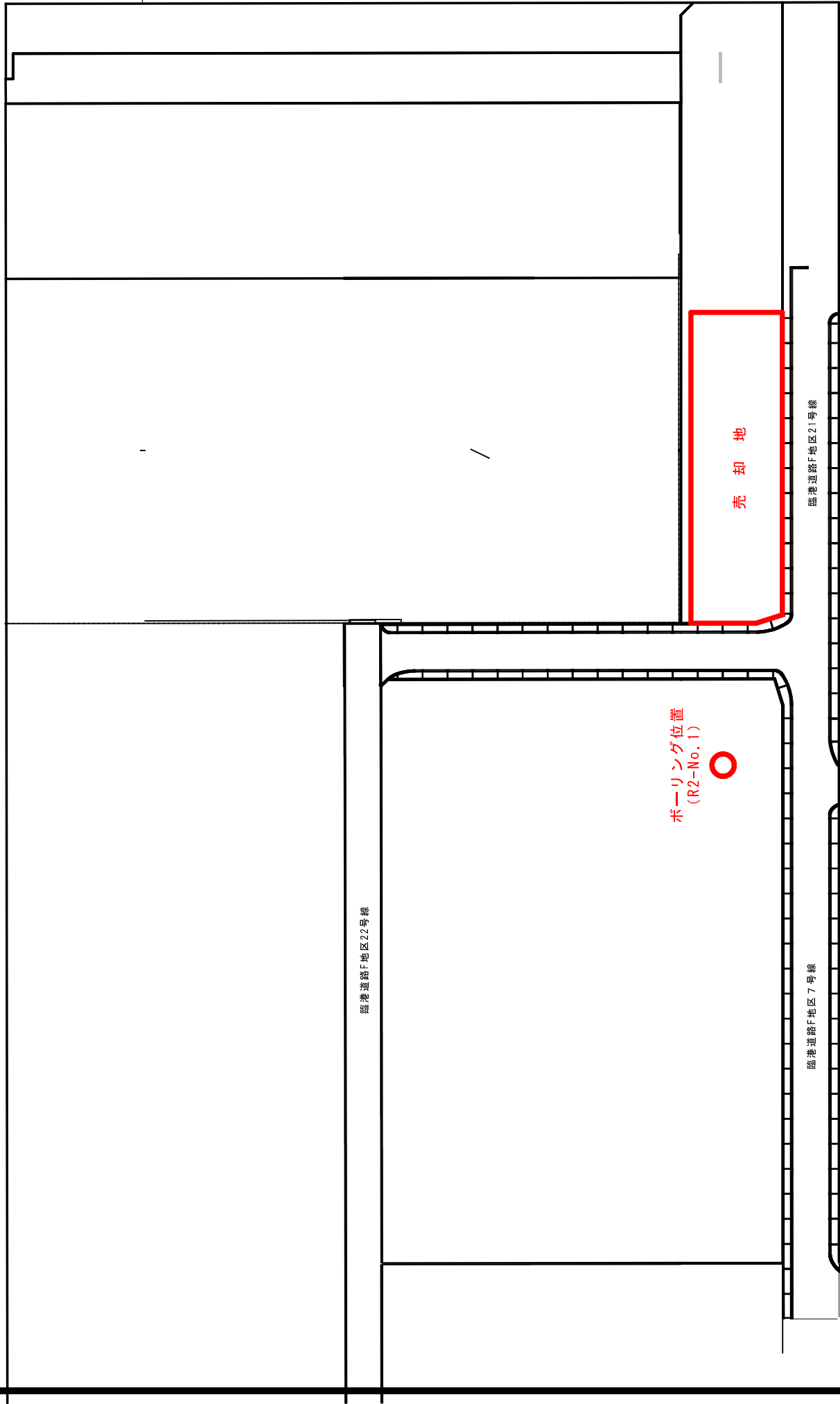


作成者 香川県高松土木事務所 都市港湾課 課長 入江 啓輔 (公) 7年5月15日作成

四等三角点 朝日  
X座標 151173.120 Y座標 52926.976  
世界測地系  
平面直角座標系(WGS)に基づき作成 令和7年5月15日測量

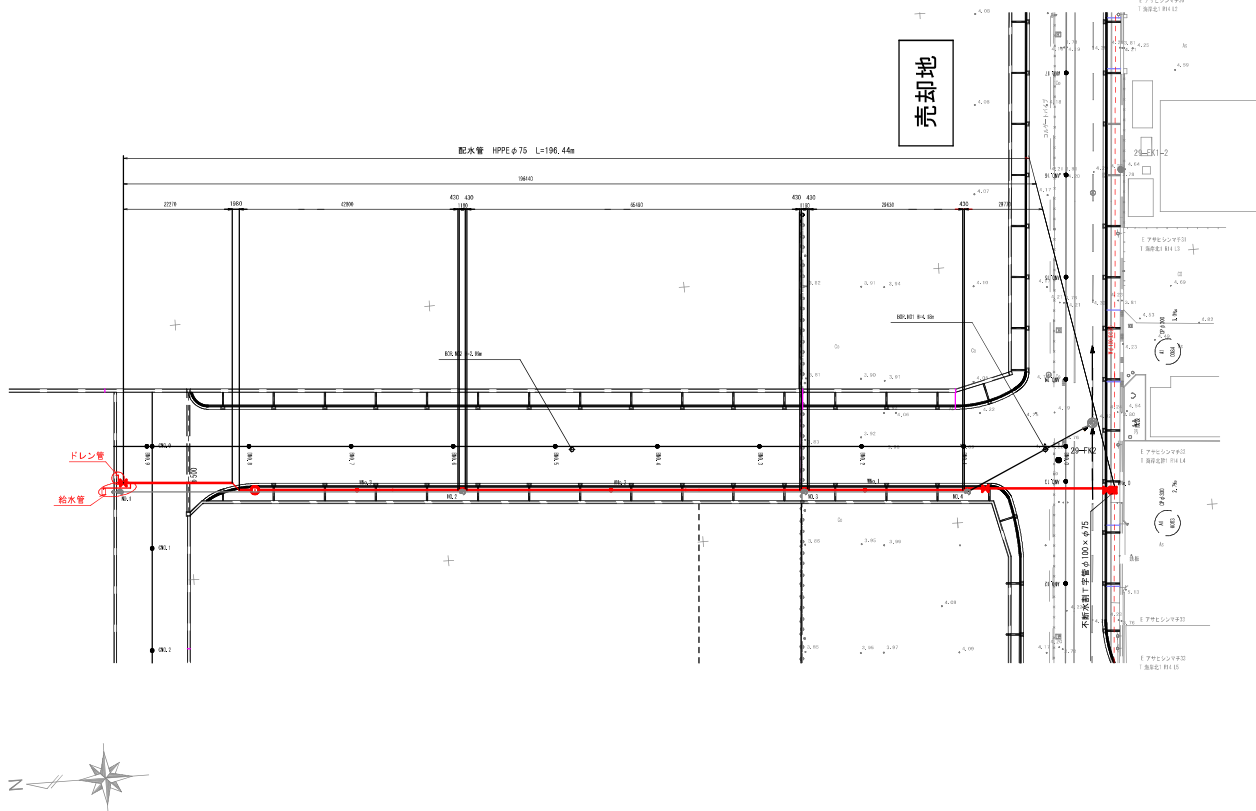
申請人 香川県 香川県知事 池田 豊人  
縮尺 1/1000

平面図



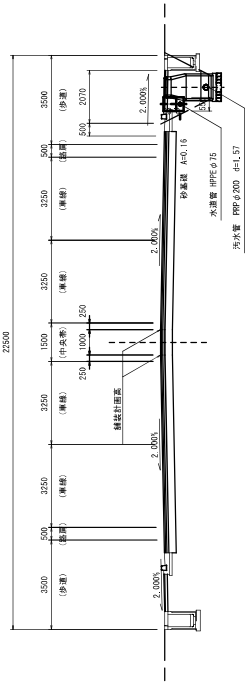


上水道施設平面図 S=1:500



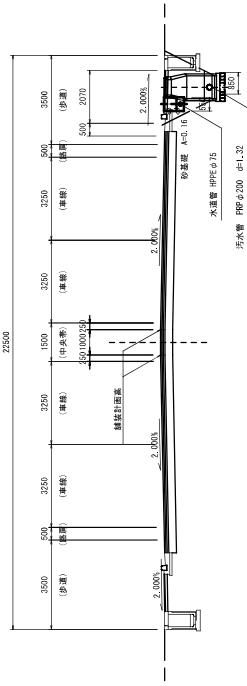
横断面図 S=1:100

NO. 2  
 GH= 4.31  
 FH= 2.556  
 PH= 2.536



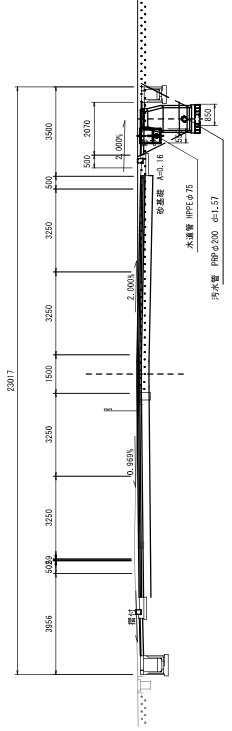
DL=-1.00

NO. 3  
 GH= 3.86  
 FH= 2.315  
 PH= 2.315



DL=-1.00

NO. 4  
 GH= 3.99  
 FH= 2.219  
 PH= 2.189



DL=-1.00

下水道施設平面図 05:1-S=500

